



発行 東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件).....(環境局環境改善部化学物質対策課).....一

告示(選)

○参議院(東京都選出)議員選挙において候補者が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等.....三

規程(水)

○東京都水道局指名業者選定委員会規程の一部を改正する規程.....三

公 告

○優良映画等の推奨.....四
.....(都民安全推進本部総合推進部若年支援課).....四
○認定特定非営利活動法人の認定の失効.....四
.....(生活文化局都民生活部管理法人課).....四
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件).....四
.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....四
○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要.....(同).....五
○大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要.....(同).....五
○参議院(東京都選出)議員選挙の候補者届出書等

の事前審査.....(東京都選挙管理委員会).....六

告 示

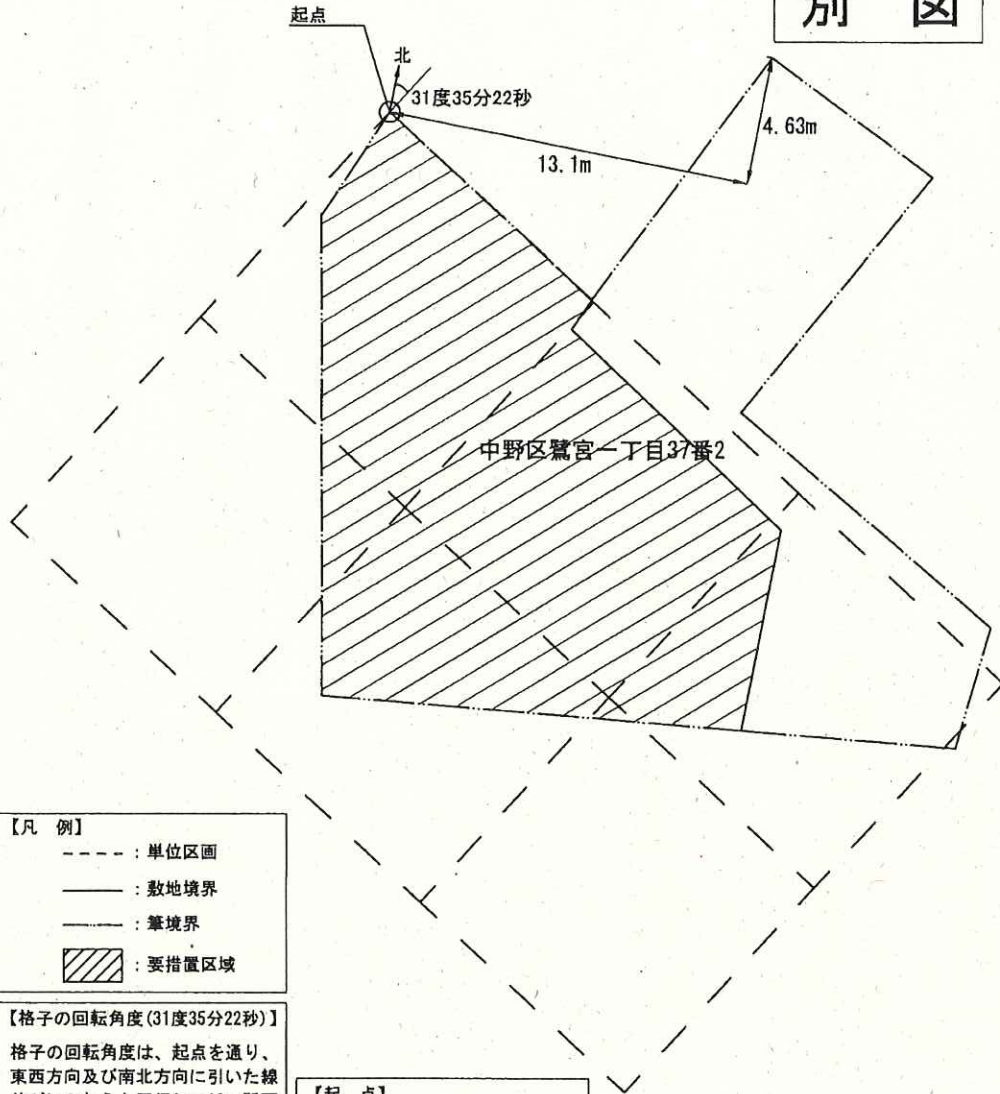
●東京都告示第百三十八号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域(以下「要措置区域」という。)を指定するので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和元年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 要措置区域 別図のとおり(中野区鷺宮一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 当該要措置区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

別 図



【凡 例】

- : 単位区画
- : 敷地境界
- : 筆境界
- ▨ : 要措置区域

【格子の回転角度(31度35分22秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線より構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起 点】

起点は、中野区鷺宮一丁目37番2の最北端から真南へ4.63m、真西へ13.1mの地点とする。

●東京都告示第百三十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(品川区西五反田三丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物